

労働力調査における調査書類の紛失について

令和7年2月2日（日）に、労働力調査調査員が調査活動中に「調査世帯一覧表」を紛失する事案が発生しました。

今後、このようなことがないように、再発防止に努めてまいります。

1. 紛失した調査世帯一覧表

調査対象となった「抽出単位の名称（世帯主氏名、建物の名称、空住宅など）」が記載された一覧表です。

2. 紛失した調査世帯一覧表に記載があった内容及び人数

抽出単位の名称 24件（うち、世帯主氏名の記載は14件）

3. 経緯

2月2日（日）

- ・調査員が前橋市で調査活動を行った。

2月3日（月）

- ・14：30頃、調査員が自宅で書類整理中に調査世帯一覧表が無いことに気付き県統計課に電話連絡。
- ・16：00～、県担当者が調査員とともに現地等を搜索するが見つからなかった。
- ・17：45頃、前橋東警察署に遺失物届出書を提出。

4. 県としての対応

- （1）当該世帯を県担当者と調査員が訪問し、説明と謝罪を行いました。
- （2）各統計調査員には、調査開始前に説明会を開催し、調査関係書類の徹底管理を指導しているところではありますが、改めて注意喚起の通知を送付します。

【参考】

- ・労働力調査は、我が国における就業・不就業の状態を明らかにし、国の経済政策や雇用対策などのための基礎資料を得ることを目的とする調査です。
- ・毎月、群馬県内で約800世帯を対象に調査を行っています。
- ・統計調査員は、特別職の非常勤の地方公務員です。